

第108号議案

ふじみ野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

ふじみ野市国民健康保険税条例（平成17年ふじみ野市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「100分の7.3」を「100分の7.56」に改める。

第4条中「2万5,100円」を「3万800円」に改める。

第5条中「100分の1.75」を「100分の2.18」に改める。

第6条中「1万1,000円」を「1万1,800円」に改める。

第7条中「100分の1.35」を「100分の2.14」に改める。

第8条中「1万1,000円」を「1万3,700円」に改める。

第20条第1項第1号ア中「17,570円」を「21,560円」に改め、同号イ中「7,700円」を「8,260円」に改め、同号ウ中「7,700円」を「9,590円」に改め、同項第2号ア中「12,550円」を「15,400円」に改め、同号イ中「5,500円」を「5,900円」に改め、同号ウ中「5,500円」を「6,850円」に改め、同項第3号ア中「5,020円」を「6,160円」に改め、同号イ中「2,200円」を「2,360円」に改め、同号ウ中「2,200円」を「2,740円」に改め、同条第2項第1号ア中「3,765円」を「4,620円」に改め、同号イ中「6,275円」を「7,700円」に改め、同号ウ中「10,040円」を「12,320円」に改め、同号エ中「12,550円」を「15,400円」に改め、同項第2号ア中「1,650円」を「1,770円」に改め、同号イ中「2,750円」を「2,950円」に改め、同号ウ中「4,400円」を「4,720円」に改め、同号エ中「5,500円」を「5,900円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後のふじみ野市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

令和4年11月30日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

提案理由

国民健康保険の適正かつ安定的な運営を確保することを目的とし、国民健康保険税の税率を改定する必要があるため、ふじみ野市国民健康保険税条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項

第1号の規定により、この案を提出するものである。